

土浦キャンプ場 管理規則

1. 趣旨

- ① 本規則は、土浦キャンプ場（土浦キャンプには、「乙戸の森」と「アケーラの森」で構成され、それぞれを呼ぶ場合は、それぞれの呼称を使用する。この2つを総称して「当キャンプ場」という。）の使用について、適正に維持・管理をするために、必要な事項を定める。
- ② 当キャンプ場は、県連事業計画表に基づく、指導者研修・訓練および同スカウト訓練において使用することを目的に、設置および整備する。
- ③ また、②で使用しない日については、地区および団のキャンプ（野営）のために使用できるものとする。

2. 野営場の管理者

- ① 当キャンプ場は、土浦キャンプ場管理チーム（チーム長:県指導者養成委員長、チーム員:県コミッショナー、副県コミッショナー、ディレクター）の管轄の下で、県連トレーニングチームが管理する（管理責任者は土浦キャンプ場管理チームで指名）。
- ② 当キャンプ場の整備等に係る予算は、県連トレーニングチームの要望に基づき、ディレクターが策定する。

3. 野営場の使用者

- ① 当キャンプ場は、県連事業計画表に基づく、指導者研修・訓練および同スカウト訓練において、優先的に使用するものとする。（この場合は4.にある使用申請、許可、使用報告は不要）
- ② 県連事業計画に掲載されていない県連盟の研修・行事等での使用については、土浦キャンプ場管理チームの承認を要する。
- ③ 地区および団が使用する場合は、①②の使用計画日及び使用していない日、及び使用していない構成する「森」に限り、「土浦キャンプ場使用要領」を遵守することを条件に使用できるものとする。

4. 使用申請、許可、使用報告

- ① 3.③の使用申請は、事前に県連ホームページ等から、「土浦キャンプ場使用申請書」をダウンロードし、所定の必要項目に必要な事項を入力して、それをメールに添付して、所定の宛先に申請する。
管理チームは審査の上で使用可であれば使用許可書を申請者にメールに添付して送付する。
- ② 申請が許可されたならば、「使用許可書」を印刷して当キャンプ場に持参し、土浦キャンプ場管理棟（TTハウス）に備えてある管理ポストに投函することで、使用開始とする。
- ③ 退場する際は、②の「使用許可書」をポストから取り出し、「撤収点検欄」に確認の状況を記入した上で、それをポストに再投函して退場する。
- ④ ③の撤収には、原則として管理チームの者等が立ち会うことがある。

5. 使用にあたって

- ① 使用する際は、「土浦キャンプ場使用要領」を遵守すること。
- ② 土浦青少年の家の場内に入ったたり、施設等（駐車場、水道、トイレ、野外食堂、広場等全てのもの）を使用する場合は、土浦青少年の家に必ず別途申請し許可を得なければならない。

6. 当キャンプ場の整備

- ① 当キャンプ場は、トレーニングチーム等により、定期的に整備する。

7. その他

- ① 本規則に定めのない事項は、都度、管理チームにより協議・決定し、理事長・県コミッショナー・事務局長に報告する。

8. 制定・改廃

- ② 本規則の改廃は、管理チームの申し出により、理事長・県コミッショナー・事務局長の協議による。
- ③ 2023年9月9日 制定・実施